

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
- ……………（環境局総務部環境政策課）…
- 東京都地域冷暖房区域の変更……………（環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課）…
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………
- ……………（環境局総務部環境政策課）…

告示

- 東京都告示第百六十九号
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第百六十九号三鷹

都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 三鷹市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画公園事業第三・三・三 号新川丸池公園
- 三 事業施行期間 変更なし
- 四 事業地 取用の部分

平成二十七年東京都告示第六十九号の事業地のうち、三鷹市新川三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分
変更なし

東京都告示第百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条 平成三十年 清瀬市松山二 延長
第一項第五号 一月三十日 丁目九百七十 一四・六二
の規定による 二番八十五及 幅員
道路 び同番九十 四・〇〇

東京都告示第百七十一号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十条第一項の規定に基づき、東金町一丁目西地区市街地再開発事業について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東金町一丁目西地区市街地再開発準備組合

理事長 狩野 浩志

葛飾区東金町一丁目十七番二号

二 対象事業の名称及び種類

東金町一丁目西地区市街地再開発事業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、葛飾区東金町一丁目に位置する約二・九三ヘクタールの事業区域において、集合住宅、商業施設、公益施設、自動車教習所、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するものである。

四 周知地域の範囲

葛飾区 金町一丁目、金町二丁目、金町三丁目、金町四丁目、金町五丁目、金町六丁目、東金

町一丁目、東金町二丁目、東金町三丁目、東金町四丁目、東金町六丁目、東水元一丁目、東水元二丁目、南水元一丁目、南水元三丁目、南水元四丁目、新宿四丁目、新宿五丁目及び新宿六丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成三十年二月十九日から同月二十八日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 葛飾区環境部環境課
- イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階 (平成三十年三月十二日より同庁舎十九階)

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成三十年三月十二日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第百七十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成十二年東京都条例第二百五号) 第十七条の十九第一項の規定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項において準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更した地域冷暖房区域の名称

豊洲六丁目地域冷暖房区域

二 変更内容

地域冷暖房区域の範囲 (別図のとおり)

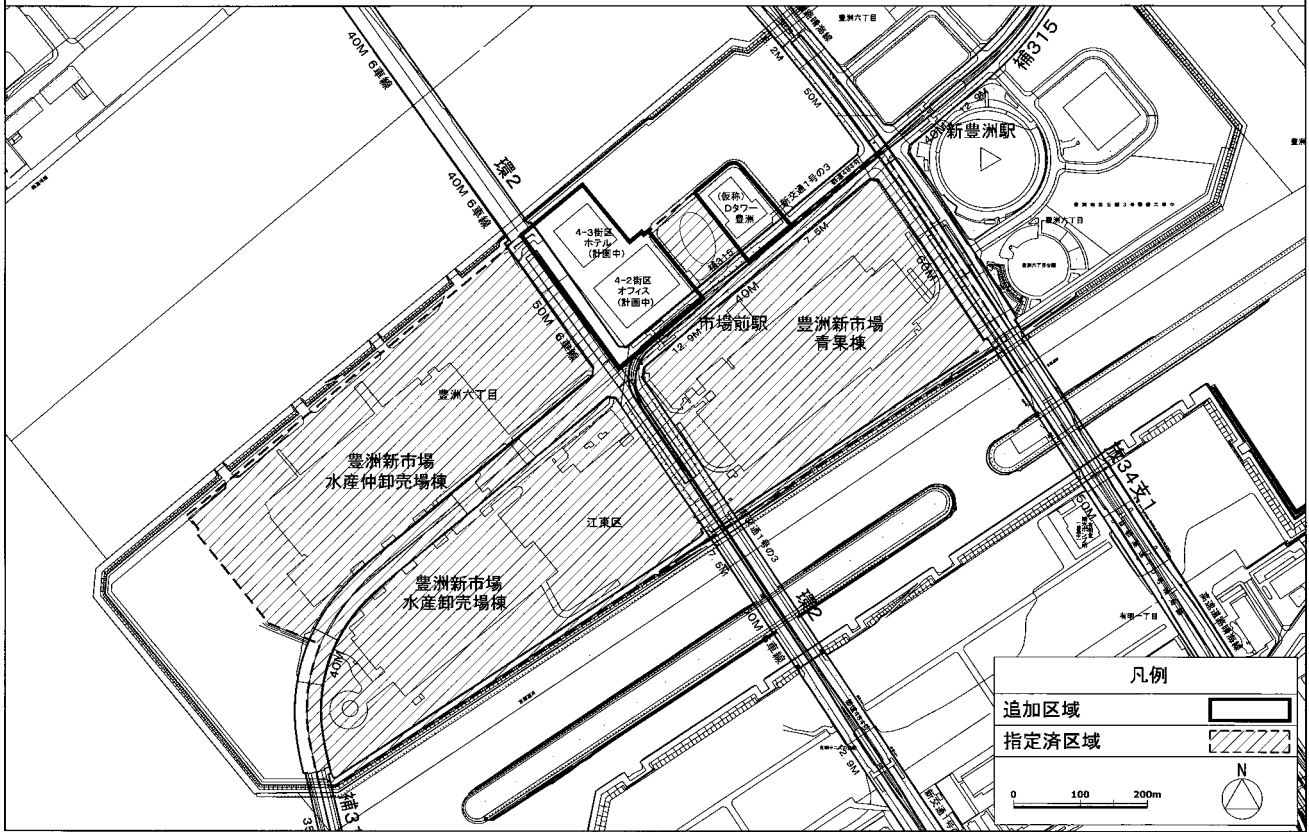
(一) 変更前

江東区豊洲六丁目の一部

(二) 変更後

江東区豊洲六丁目の一部

別図 豊洲六丁目地域冷暖房区域



公 告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成三十年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和

新宿区新宿六丁目五番一号

二 対象事業の名称

立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業

三 工事着手の年月日

平成二十五年九月二十七日

四 工事完了の年月日

平成三十年一月十九日

五 届出日

平成三十年二月一日

正 誤

○平成二十九年九月二十日付東京都公告

○平成二十九年十一月三十日付東京都告示第千七百四十七

号

ページ一段一行一誤一正

一〇上 一七 神田和泉町一丁目 神田和泉町

ページ一段一行一誤一正

二下 後から 三目 神田和泉町一丁目 神田和泉町

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

